

第 18 回延岡市農業委員会会議録

(令和 3 年 12 月 22 日)

1. 開催日時 令和3年12月22日(水) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦	6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19					

4. 欠席委員 2名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 21名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5		6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	甲斐安太郎
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	小野厚文	20		21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 110 号 農地法第3条 賃借権の設定について
 議案第 111 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 112 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 113 号 農地法第4条の許可申請について
 議案第 114 号 農地法第5条の許可申請について
 議案第 115 号 非農地証明願いについて

- 報告第 69 号 農地法第4条の届出について
 報告第 70 号 農地法第5条の届出について
 報告第 71 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 72 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 23 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠 生 修	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農政係長	竹 内 祐 子
農地係 総括主任	永 友 孝 生	農地係 主任主事	清 田 則 生	農政係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	工 藤 博 一	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議長	皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から第18回 延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局	はい。本日は委員総数 19 名中 18 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 10 番 安藤重徳委員と委員番号 11 番 矢野光一委員のお二人をお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 110 号 農地法第 3 条賃借権の設定についてから議案第 115 号 非農地証明願いについてまでの議案 6 件、報告案件 4 件、協議案件 1 件となっております。議案書の確認をお願い致します。 なお、本日は、総会終了後に 12 月議会報告及び関連情報提供に係る研修会を予定していますのでよろしくお願い致します。 それでは、議案第 110 号 農地法第 3 条賃借権の設定について提案致します。なお、整理番号 1 番につきましては、松田成歳農地利用最適化推進委員と関連がございますので、退席後の審議となります。 松田推進委員は退席をお願いします。 (松田推進委員 退席) 整理番号 1 番について、委員番号 3 番 松田宗史委員より説明をお願い致します。
松田(宗)委員	委員番号 3 番 松田です。整理番号 1 番について説明致します。農地の所在は行藤町、田 2 筆で面積が 818 m ² です。貸人、借人ともに行藤町在住の方です。 12 月 19 日、貸人、借人と現地調査を致しました。2 筆となっておりますが、畔を取って 1 枚の田んぼになっていました。借人は隣の田んぼでハウス栽培をやっており、ハウスのすぐ横が借人の自宅で、借人と貸人の田が続きの田になっています。借人の状況は 18,147 m ² で田とハウスをやっており、理由は経営規模拡大です。何も問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第 3 条調査書の 1 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 7 号につきましては、ただ今、委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。

	<p>何かございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。松田推進委員の入室をお願いします。</p>
	<p>(松田推進委員 入室)</p>
	<p>続きまして議案第111号 農地法第3条所有権の移転について提案致します。なお、整理番号10番につきましては安藤重徳委員、整理番号13番につきましては甲斐正太郎農地利用最適化推進委員と関連がございますので、退席後の審議となります。</p>
	<p>それでは、整理番号1番から3番について、委員番号2番 井本みつよ委員より説明をお願い致します。</p>
井本委員	<p>委員番号2番の井本です。整理番号1番、2番及び3番をご説明致します。</p>
	<p>まず整理番号1番についてですが、田2筆で計887㎡です。2筆のうちの一筆は資材置場として使用していたため、11月定例会で保留になった案件です。定例会後に私と事務局から譲受人に農地に戻すようお願いしたところ、早急に対応していただき、完全な農地に戻っていました。これからは畑として使用することでした。</p>
	<p>もう1筆の方は先月説明した通り何の問題もありませんでした。</p>
	<p>次に整理番号2番と3番について、ご説明致します。</p>
	<p>譲渡人は、2番は須美江町在住、3番は北川町川内名在住の方で、譲受人は双方とも桜ヶ丘在住の同じ方です。面積は2番が田1筆 3,422㎡、3番が田8筆、畑6筆で計5,535㎡です。現在は遊休農地になっておりますが、所有権移転後は整地をしてオリーブを植えるとのことでした。1番から3番までの理由は経営規模拡大となっております。</p>
	<p>12月18日に私と矢野推進委員とで現地調査を行いました。判断基準、調和要件とも何ら問題はありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に、整理番号4番から7番について、委員番号4番 牧野博文委員より説明をお願い致します。</p>
牧野委員	<p>委員番号4番 牧野です。整理番号4番から7番について説明致します。</p>
	<p>4番の所在地は小野町、田2筆で2,009㎡です。譲渡人、譲受人とも片田町在住で、稲作経営を専門に行っている認定農家で、理由は経営規模拡大となっております。</p>
	<p>12月17日に譲受人、甲斐(秀)推進委員、私の3人で現地調査を致しました。田んぼ2枚とも稲作を営まれており、水関係も問題ないと判断致しました。</p>
	<p>次に、5番について説明致します。所在は三須町、田1筆で面積は108㎡です。</p>
	<p>12月18日に譲受人の父、甲斐(秀)推進委員、私の3人で現地調査を行いました。この土地は以前から譲受人が借りており、長年牧草を作っているということでした。今後その予定だということでした。理由は贈与です。</p>
	<p>次に、6番について説明致します。所在は小野町、田1筆で1,018㎡です。譲渡人の方が高齢で、懇意にしている譲受人の方に、是非買って欲しいと話をされたようです。この土地は本人が水田として稲作をしており、何ら問題はないと思います。理由は経営規模拡大で</p>

<p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>7番についてご説明致します。所在地は小野町、田3筆、面積は合計で 1,652 m²です。譲渡人と譲受人はご兄弟で、兄弟間での譲渡ということです。譲渡人の方はご高齢で、この土地は譲受人の隣接地にあります。</p> <p>6番、7番とも2月18日に譲受人、甲斐(秀)推進委員、私の3人で現地調査を行いました。いずれの案件も今まで通り水田、畑として作っており、今後もその予定であるということで、何ら問題無いと思われます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>次に、整理番号8番及び9番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号9番 高橋です。8番、9番案件についてご説明致します。</p> <p>先ず8番ですが、所在が上伊形町、田が10筆で、合計面積が2,356 m²です。譲渡人は下伊形町在住、譲受人は伊形町在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>12月18日に、譲受人、甲斐(安)推進委員、私と3人で現地調査を実施しました。地目は田ですが、現況は畑として使われて、みかん、野菜などが植えられています。境界等も明確であり、地域との調和要件も問題なく、許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に9番ですが、塩浜町の畑、2筆、沖田町の田4筆、片田町の田1筆、合わせて7筆、合計面積は 5,904 m²です。譲渡人は土々呂町在住、譲受人は緑ヶ丘在住、理由は経営規模拡大です。</p> <p>12月19日に、譲受人、甲斐(安)推進委員、私とで現地調査を行いました。塩浜町の畑2筆は塩浜町の何人かの人が野菜等を作られていたということです。現在は2名の方が野菜等を作られていました。譲受人によると、その人たちの同意も得るとのことなので、問題ないと思います。その他の田5筆についても稲の作付けの形跡もあり、十分管理されていると思われました。地域との調和要件も問題なく、許可相当と判断致しました。それから譲受人の年齢が80歳ですが、この方には50歳になる担い手がいらっしやるとのことので、特に問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の2ページから10ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p> <p>はい。松田委員。</p>
<p>松田(宗)委員</p>	<p>3番、松田です。3番案件と6番案件ですが、譲受人の住居と土地がかなり離れているところがあるのですが、土地のある所に小屋などがあってトラクターとかコンバインとかを置いてあるのか、それとも通って農業するのか、聞きたいのですが。</p>

議 長	それでは事務局から説明をお願いします。
事 務 局	はい。3番と6番ですが、どちらも農地の近くに拠点があり、機械を借りて効率的にできるので、問題無いと思います。
松田(宗)委員	はい。ありがとうございます。
議 長	他に無いですか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、整理番号1番から9番について採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 安藤委員は退席をお願いします。 (安藤委員 退席)
	次に、整理番号 10 番について、甲斐信良農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
甲斐(信)推進委員	推進委員の甲斐です。整理番号 10 番についてご説明致します。所在は北川町長井、畑3筆、田3筆で面積は計 4,209 m ² です。譲渡人は川島町在住、譲受人は北川町長井在住の方です。 この案件は贈与となっております、譲渡人の方にも連絡を取って確認しました。譲渡人と譲受人の関係は親戚同士となっております、譲渡人は 20 数年前から川島町に転居して家も建てている状況です。そういうことで農業を続けていくことは無理かと思われま。子供さんもいらっしゃるのですが、全員県外に在住で、子供たちも就農の意思は無いということで、今回贈与となっております。 12 月 19 日に安藤農業委員と私で現地調査を行いました。6筆の中の畑1筆と田1筆については既に譲受人が野菜なり稲を作付けして利用している状況です。残り4筆については譲渡人が非常に几帳面な方で、草刈とかしてきちんと保全がされています。残りの田んぼ2筆は湿田で、草刈などはやっており、どうか保全ができていく状況で、これについては譲受人がマコモダケを植栽する計画をもっているようです。地域との調和要件も何も問題無いと判断致しました。 皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の 11 ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。

議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p> <p>異議なしという事ですので、整理番号 10 番について採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。安藤委員の入室をお願いします。</p> <p>(安藤委員 入室)</p> <p>次に、整理番号 11 番について、委員番号 11 番 矢野光一委員より説明をお願いします。</p>
矢 野 委 員	<p>委員番号 11 番 矢野です。整理番号 11 番についてご説明致します。農地の所在は北川町上赤地区で、田2筆で 3,230 m²、畑2筆で 2,254 m²、合計 5,484 m²です。譲渡人は緑ヶ丘在住、譲受人は夏田町在住の方です。譲受人の経営状況は 7,120 m²で、労力人は3人でシキミを栽培しています。上赤地区に実家があり、そこを拠点にしてシキミを栽培しています。今回は無償での所有権移転ですので、贈与となっております。譲受人は以前より畑2筆のうちの1筆を譲渡人から借りてシキミを栽培していましたが、今回他の3筆もまとめて所有権を移転したいということでした。今後は、今まで借りていた土地以外でもシキミを栽培していく予定とのことでした。</p> <p>12 月 20 日に、私と赤木推進委員、譲受人の3人で現地調査を行いました。地域との調和要件について問題ありませんでした。譲受人は農業に対する経験や意欲は十分であり、特に問題無いと思いますので、皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 12 番について、委員番号 13 番 貫藍委員より説明をお願い致します。</p>
貫 委 員	<p>委員番号 13 番 貫です。整理番号 12 番についてご説明致します。農地の所在は追内町、田1筆の面積 446 m²です。譲渡人は宮崎市在住、譲受人は追内町在住の方です。理由は経営規模拡大です。この農地の目の前に譲受人が住んでいます。農地は畔の雑草管理、電柵による獣害対策はされておりました。譲受人は持病があり体調に不安はありますが、後継者の確保はされているということで心配ないと思います。地域との調和要件は問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の 12、13 ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考え</p>

	<p>ます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事ですので、整理番号11番及び12番について採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p>
	<p>甲斐正太郎推進委員は退席をお願いします。</p> <p>(甲斐(正)推進委員 退席)</p>
	<p>次に、整理番号13番及び14番について、委員番号15番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。</p>
菊池委員	<p>委員番号15番 菊池です。整理番号13番及び14番について説明致します。</p> <p>まず13番についてです。農地の所在は北方町曾木、畑2筆で合計面積は535㎡です。譲渡人は旭ヶ丘在住、譲受人は北方町曾木在住です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>12月19日に、甲斐正太郎推進委員と現地調査を行いました。この土地の近くに譲受人の土地もあることから、この土地については以前から話がついていたようです。譲渡人は管理はしていたようですが、作物は何も作付けしていなかったようです。ここは段々というか形状が悪くて、今度一緒に埋めて1枚の畑としてお茶を栽培するということでした。地域との調和要件は特に問題ありません。譲受人はこの地区の若手のホープです。許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>続きまして、14番を説明致します。農地の所在は北方町曾木、畑1筆の261㎡です。譲渡人、譲受人とも北方町曾木在住です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>12月19日に現地調査を行いました。この土地は、以前は他の方が作付けをされていたようです。その方がもう作付けをしないということで、この譲受人がやりますということで所有権移転ということになりました。地域との調和要件は問題ありません。譲受人はこの地区の先駆者的な方で、農業に対する意欲も十分で、何も問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の14、15ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>

議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事ですので、整理番号13番及び14番について採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。甲斐正太郎推進委員の入室をお願いします。 (甲斐(正)推進委員 入室)
		続きまして議案第112号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。
事	務	はい。それでは議案第112号 農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。議案書は9ページから25ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。契約内容につきましては、5年間もしくは10年間の使用貸借権または賃借権となっております。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上ご審議をお願い致します。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委	員	(挙手)
議	長	全員一致でございますので、承認致します。 続きまして、議案第113号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。 それでは、整理番号1番について、委員番号17番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。
片	伯	委員番号17番 片伯部です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は出北、

	<p>田1筆で面積は 493 m²です。申請人は出北在住の方で、理由は農家住宅建設です。</p> <p>12 月 17 日に県職員、事務局2名、横山推進委員、私と申請人との6名で現地調査を致しました。申請地の両側は住宅が建っており、農業用水に関しては雨水とか排水が流れないようにとお願いしたところ、合併浄化槽によってきれいになった水を用水に流すということで、その件に関しては土地改良区と話がついているので、何も問題無いということでした。他に境界に関しては L 型擁壁を敷設して土砂が落ちないようにしますということで了解を得ました。</p> <p>農家住宅を建てるに当たっては何ら問題無いと思いましたので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>整理番号1番については、申請地の北側に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺は家屋が連なり、例外規定である日常生活上必要な施設として集落接続に該当することから、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準については、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。以上、ご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>何かございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 114 号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号1番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>
<p>山田推進委員</p>	<p>推進委員の山田です。整理番号1番について説明致します。</p> <p>農地の所在は天下町、地目は畑で面積は 132 m²です。譲渡人は天下町在住の方、譲受人が国土交通省と延岡市土地開発公社です。土地開発公社は仲介ということです。位置図を見てもらうとわかるのですが、大瀬川と五ヶ瀬川があり、今は大瀬川が主流となっているのですが、将来五ヶ瀬川の方にも適正な分派量となるよう、河道掘削、引堤の工事をするということで、既存の堤防が申請地の方まで河川区域が拡張されることから、買取するものです。</p> <p>12 月 17 日に県職員、市職員、農業委員、譲渡人で現地調査を致しました。面積も少なく、問題無いと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号2番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。</p>
<p>松田(宗)委員</p>	<p>委員番号3番 松田です。整理番号2番についてご説明致します。農地の所在は岡元町、畑1筆で面積は 112 m²です。譲渡人、譲受人とも岡元町在住の方です。</p> <p>12 月 17 日に私と事務局、県担当者、酒井推進委員と現地調査を致しました。位置図を見</p>

<p>議 長</p> <p>松田(純)委員</p>	<p>でもらうとわかりますが、申請地は譲受人の住居用通路です。譲受人の親の代で道を広げて譲渡人の別の土地と交換していたということが子供の代になってわかって、追認申請になっています。隣近所、周りの畑とも何も問題無いと思いますので、許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に、整理番号3番について、委員番号7番 松田純二委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号7番 松田です。整理番号3番についてご説明致します。所在は祝子町、田1筆で面積は31㎡です。譲渡人は福岡県久留米市在住、譲受人は宮崎市の不動産会社です。転用理由は庭の一部と駐車場ということです。</p> <p>12月17日、私と遠田推進委員、事務局2人、県の担当者、申請人の代理人の6人で現地調査を致しました。農地の北側には住宅がありますが、宅地が狭いため住宅の所有者が変更後購入し、駐車場等にすると話です。ここは第一種農地ですが、用水路も無く用水の取入れも不可能なため、田んぼとしての利用もできず、畑としては変形で31㎡と狭く、20年以上農地として利用されていないため、転用の申請となりました。この農地の南側は市道と祝子ヶ内谷川となっているため、周辺の営農への支障はないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>大 戸 委 員</p>	<p>次に、整理番号4番について、委員番号8番 大戸孝一委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号8番 大戸です。整理番号4番についてご説明致します。農地の所在は北浦町古江、畑1筆で面積は64㎡です。譲渡人、譲受人とも北浦町古江在住です。今回、ずっと使われていない牛舎敷地を宅地の一部にしたいという追認申請です。</p> <p>12月17日に県の担当、事務局、申請者の代理人、私とで現地調査を致しました。松原推進委員は都合がつかなかったため、後日確認をしました。位置図を見てもらうとわかるのですが、市道と宅地に囲まれており、他の農地には影響が無いと思われますので、皆様のご審議の程よろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>花 畑 委 員</p>	<p>最後に、整理番号5番について、委員番号16番 花畑志良一委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号16番 花畑です。整理番号5番についてご説明致します。農地の所在は北方町東原、畑2筆で面積は計815㎡です。譲渡人は北方町川水流在住、譲受人は北方町うそ越在住の方です。理由は一般住宅です。</p> <p>12月17日、事務局2名、県担当者、木村推進委員、申請人の代理人、私で現地調査を致しました。位置図を見てもらうとわかりますが、場所は北方学園のすぐ近くで、面積は815㎡と広いのですが、現地は畑に傾斜がついており段差が2m以上あります。左側に住宅が連なっているところの下に排水がある関係で、この土地を全部使うわけにはいかないということです。余った土地は家庭菜園として使うということです。現地を調査致しましたが、木が植えられてきれいに片付いていました。譲受人がうそ越地区で親と同居しており、土日には農作業等を手伝っているそうです。将来的には担い手として戻ってくるのではないかと考えてます。何ら問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>まず整理番号1番についてですが、申請地周辺は北側に優良農地がありますが、宅地に分断された生産性の低い第2種農地となり、付近に第3種農地が無い場合は許可となるた</p>

		<p>め、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、本件は国土交通省の五ヶ瀬川適正分派対策事業に伴う用地取得で、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に整理番号2番については、申請地は小高い山頂部に位置する小集団の農地で、生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準については、既に転用済で始末書が提出されている追認申請であり、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に整理番号3番につきましては、申請地周辺に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地は庭の一部及び駐車場として既存施設拡張の例外規定に該当することから、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に整理番号4番につきましては、申請地周辺に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺は家屋が連なり、例外規定である日常生活に必要な施設として集落接続に該当することから、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、既に転用済で始末書が提出されている追認申請であり、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しております。</p> <p>次に整理番号5番については、申請地は山頂部で周辺に住宅が多く、生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また一般基準については、資力や実現性のほか、面積については 800 m²を超えておりますが、出入口が狭く申請地内での車の回転場が必要なこと、また農業の手伝いもしており、場合によっては農業機械を保有することも考えているとのことで、保有スペースも踏まえたうえで妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委	員	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>異議なしという事ですので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 115 号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号1番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。</p>
高橋委員		<p>委員番号9番 高橋です。整理番号1番についてご説明致します。農地の所在は櫛津町、田1筆で地積は 429 m²です。申請人は埼玉県川口市在住の方で、現況地目は山林、申請理由は 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>12 月 19 日に申請人の代理人である兄と、高橋(利)推進委員、甲斐(安)推進委員、私と4人で現地調査を致しました。場所は土々呂町のポリテクセンターの東側道路を登り最初のカーブから下に降りた谷沿いです。配布している画像のとおり、地目は田ですが現況は山林化しており、農地として利用することは困難なので非農地と判断致しました。</p> <p>皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はござ</p>

		<p>いませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	員	異議なし。
議 長	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	員	(挙手)
議 長	長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。</p> <p>引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第 69 号 農地法第 4 条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっております。</p> <p>議案書の 39 ページに記載しておりますが、3 件の届出があり、田 1 筆の 470 m²、畑 2 筆の 288 m²、合計 3 筆の 758 m²の転用となっております。</p> <p>次に報告第 70 号 農地法第 5 条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。</p> <p>議案書の 41 ページから 42 ページに記載しております。11 件の届出があり、田 6 筆の 2,619 m²、畑 6 筆の 2,778 m²、合計 12 筆の 5,397 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 71 号 農地法第 18 条第 6 項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。</p> <p>議案書の 44 ページから 48 ページに記載しております。全部で 24 件の届出があり、田 50 筆の 35,872 m²、畑 1 筆の 453 m²、合計 51 筆の 36,325 m²の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 72 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について説明致します。この報告は相続等により農地の権利を取得した届出です。</p> <p>議案書の 50 ページから 55 ページに記載しております。全部で 6 件の届出があり、田が 72 筆の 32,382 m²、畑が 55 筆の 15,456 m²、合計 127 筆の 47,838 m²となっております。</p> <p>この届出の内容につきましては、議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
委 員	員	異議なし。
議 長	長	無いようですので、次に協議第 23 号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。
事 務 局	局	<p>それでは、協議第 23 号 農用地利用配分計画(案)について説明致します。こちらは、先程議案第 112 号で決定した中間管理権の設定についての配分計画となります。</p> <p>議案書の 57 ページの整理番号 1 番から 77 ページの整理番号 249 番まで沖田第一地区での集積計画となっております。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号 250 番と 251 番が長井家田地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号 252 番から 78 ページの整理番号 264 番まで個別案件での集積計画となっております。</p> <p>最後に、議案書の 79 ページの整理番号 265 番から整理番号 272 番まで耕作者変更での集積計画となっております。</p> <p>今回の配分計画では、86 名の出し手から計 272 筆、197,626 m²の農地を個人 48 名に配分する計画となっております。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>以上を持ちまして第 18 回 定例農業委員会を終了致します。</p>
------------	--

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 甲 斐 壽 徳

10 番 安 藤 重 徳

11 番 矢 野 光 一